

月例総会議事録

1 招集日時 令和5年1月19日(木)

2 開会日時及び場所

令和5年1月19日(木) 午後3時00分

防府市役所1号館3階南北会議室

3 閉会日時 令和5年1月19日(木) 午後4時46分

4 委員氏名

(1)出席者(17名)

(1番)池田 静枝 (2番)石川 眞平 (3番)中山 博祐 (4番)関谷 芳広
(5番)木原 伸二 (6番)倉重 俊則 (7番)小山 巽 (8番)田村 正信
(9番)光井 憲治 (10番)吉本 典正 (11番)池田 寛 (12番)石田 卓成
(13番)熊安 悦子 (15番)林 孝志 (16番)原田 道昭 (17番)藤井 伸昌
(18番)横木 勉

(2)欠席者(1名)

(14番)末廣 儀久

5 議事に参与した者

農業委員会事務局長	國本 勝也
” 事務局長補佐	山口 佐貴子
” 書記	川越 進矢
” 書記	福田 謙一郎

6 提出議案及び報告事案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農地転用事業計画変更申請承認について

議案第5号 基盤強化法第19条(農用地利用集積計画の公告)

議案第6号 【中間管理権】基盤強化法第19条による農地中間管理権の取得(農用地利用集積計画の公告)

議案第7号 【機構転貸(中間管理権:基盤法)】農地中間管理事業法第18条7項(農用地利用配分計画の公告)

議案第8号 非農地判定について

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第3号 農地法第18条（通知）

報告第4号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第5号 農地法施行規則該当転用届について

報告第6号 現況証明書の発行について

報告第7号 時効取得について

報告第8号 許可取消申請について

7 会議の要領及び議決事項

議長 本日の出席委員が定数に達したので開会を宣言し、下記委員を署名委員に指名す。

1 番 池田 静枝委員

2 番 石川 眞平委員

午後3時00分開会

○事務局 皆さん、こんにちは。定刻になりましたので、ただいまから令和5年1月の月例総会を開催いたします。

まだおみえになっていない委員が、13番、熊安委員と、14番、末廣委員ですが、過半数の委員が御出席ですので、防府市農業委員会会議規則第6条の規定により、総会が成立することを御報告いたします。

熊安委員は遅れて来られるそうです。

それでは、会長に御挨拶頂いた後、議長としての議事進行をよろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは、皆さん、明けましておめでとうございます。強烈な寒波が、今週末から来週にかけて来るようでございます。農作物への影響も御心配ですけれども、皆さん方も体調管理には十分お気をつけください。

さて、農業委員会としまして、昨年は特に農地の非農地化に皆さんの尽力を頂きました。改めてお礼申し上げますとともに、本年度も引き続き非農地判定を進めてまいりますので、御協力をお願いしたいというふうに思っております。

加えまして、本年4月からは改正基盤法の下、地域計画の策定という大きな仕事に臨むことになります。関係機関と十分連携を取りながら、ぜひとも2年後には形にしていきたいというふうに思っておりますので、御協力をお願いしたいと思います。当委員会といたしましても、委員と推進委員、しっかり連携しながら進めていきたいというふうに思っております。

また、今年は7月に委員の改選がございます。既に公募は終わっておりますけれども、これから

選考委員会の結果を待つのみとなりますけれども、今おいでの皆さん方の任期は6月末まででございますので、十分その間職責を全うしていただけるよう、改めてお願い申し上げます。本年度も、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事進行してまいります。

本日の議事録署名委員さんは、1番、池田委員さん、2番、石川委員さんの2名です。よろしくお願いいたします。

なお、本日は6時から新年会を予定しておりますので、時間も限られますので、スムーズな議案進行に御協力頂くことをお願いいたしまして、議案審議に入らせていただきます。

それでは、議案第1号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、御説明いたします。議案書の1ページ、資料の1ページからです。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてです。

今回提出された件数は3件です。権利内容については、3件とも所有権の移転です。譲渡理由については、高齢のためが1件、耕作困難が1件、貸付地譲渡1件、譲受理由は、生前贈与が1件、新規就農が1件、相手方の要望によるものが1件です。

別途営農計画書を御参照の上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○藤井会長 地元委員さん、説明をお願いします。

○4番 4番の関谷です。議案第1号の1ですが、所有権移転の許可案件です。申請地は、――の中山間地域にある、――地区の4筆、約――aの農地です。

現地確認及び関係者の聞き取り調査を1月15日に行いました。その中で、譲渡人と譲受人は――関係にあり、高齢である――譲受人の――への生前贈与をされるものです。

現状は、もう譲受人の――のほうで農地の耕作管理をされており、営農計画書の記載内容にあるとおり、この内容どおり偽りがなく問題ないものと思います。

また、農地法第3条第2項の各号に係る許可要件につきましては全て満たしており、これについても問題ないと考えております。

以上のことから、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方はお願いします。

○6番 生前増与ということで――m²ですか。現在の耕作面積が、経営面積が――。それで、譲渡人、譲受人のところ両方同じ数字が上がっているわけですけど、残りの、今回譲渡された、贈与された以外の――m²というのは、譲渡人の名義になっておるから、それは入っていないんでしょうか。その辺のところをちょっとお尋ねいたします。

○4番 4番の関谷です。一応確認しましたところ、残りの――反につきましては、既に耕作放棄地ということで、山、現状は山林になっておるようです。それで今回の生前増与の分には外されたという

お話でした。

○6番 はい、了解しました。

○藤井会長 ほかに御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 よろしいですか。御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方は、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、1番は承認いたします。

続きまして、2番、地元委員さん、説明をお願いします。

○12番 御説明させていただきます。

本案件ですが、——の——からちょっと入ったところになります。——所有の農地2枚を——が買い取るというものでございます。

もともとこの——なんですけど、もう4年前ですか、ぐらいから耕作できておらず、この田一部植えられていたんですけども、——ということで、結構草がいつも立っていて、近所の農家さんから頼まれて、僕が草刈ってくださいとかいうことをよく言っていたんですけど、なかなかできないことが多くて、周りの人に言われて刈ってあげたりもしていたんですけど、もう手放したいということの相談を受けていて、最初は隣の田んぼを所有している方が引き受けようかという話になっていたんですけど、——の反対があって引き受けられなくて、今回、巡り巡って——のところにお話があって、もともと農業がお好きで、サツマイモとか——でやったりしていたこともあるらしくて、引き受けたいということでお話があったんで、話がまとまったものです。

トラクターを今後購入予定で、当面はサツマイモを植えたりして管理したいということでした。

以上になります。

圃場整備の話が進んでいるので、それを賛成してくれんと、うちも困るんやけどねということと言ったんですけど、それはちゃんと協力しますということだったんで、いいかなとは思っています。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方、お願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 よろしいですか。御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、2番、承認いたします。

続きまして、3番、地元委員さん、説明をお願いします。

13 ページを御覧ください。

譲受人の方は、手広く酪農や稲作をされている方で、今までにも農機具の確認をしています。前にも——をされていた方です。現在借り受けて当該農地を耕作されていますが、今後の経営拡大を見込み、譲り受けることにされました。

作目及び利用計画では、稲作を耕作し、稲を収穫後、牧草を栽培されています。この一連の作業を――で行われています。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断いたします。御審査のほどよろしくお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〔替成者举手〕

続きまして、議案第2号、事務局、説明をお願いします。

議案書は2ページ、資料は17ページからとなります。

受付番号 1 は、集団農地面積 4.5 ha で、いずれの法令にも該当しない農地で第 2 種農地と判断します。御審議のほどよろしく願いいたします。

○ **５番** ５番の木原です。議案第２号の１は、所有する農地の一部を隅切りして、道路を拡幅する案件です。

申請地の場所は、一地区で、佐波川の近くにあります。現況は10年ぐらい前に転用済みで、既に舗装がされていて、今回始末書が提出されています。

経緯を説明しますと、申請地より———がありまして、そこに電柱を建てる工事をする際に、工事車両が曲がれないので協力してほしいとお願いされ、提供したそうです。地元の建設会社に全てを委託していたので、許可を取っていないとは知らず、今に至るそうです。このたび転用許可を取り、市に寄附するということです。

転用の目的や営農の悪影響の有無についても、特に問題はないと判断いたします。

報告は以上です。皆さんの御審議、よろしくお願いいたします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方、お願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 よろしいですか。御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、1番、承認いたします。

続きまして、議案第3号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 議案説明の前に議案の修正がありますのでお伝えします。

お手元にお配りしています修正一覧にありますとおり、4ページの議案第3号の番号6が保留となっております。番号3の転用事由を修正しております。

続きまして、資料の修正です。

資料の26ページ、太陽光パネル設置面積、41ページ、土地利用計画図の差替え、80ページ、被害防除計画の差替え、99ページ、事業計画書を一覧のとおり修正しておりますので、御確認をお願いします。

続きまして、追加資料といたしまして、議案第3号の番号9から11の周辺住民への説明状況、こちらを1枚お配りしておりますので、御確認をお願いします。

それでは、議案の御説明をいたします。

議案書は3ページ、資料は23ページからとなります。

議案第3号は、農地法第5条の規定による許可申請についてですが、今回提出された件数は11件です。うち1件は保留となっております。

この11件の転用目的の内訳ですが、太陽光発電設備が6件、資材置場が2件、自己用住宅の敷地拡張が1件、駐車場・資材置場が1件、建売住宅が1件です。

受付番号1は、太陽光発電設備です。資料は23ページになります。農地区分は、集団農地面積0.8haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地で、第2種農地と判断します。河川法第55条許可済です。

受付番号2は、資材置場です。資料は、31ページです。農地の種別は、集団農地面積1.6ha

の農地で、いずれの法令にも該当しない農地で、第２種農地と判断します。

受付番号３は、自己用住宅の敷地拡張です。資料は３７ページです。農地区分は、集団農地面積２．２haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地で、第２種農地と判断します。

受付番号４は、駐車場・資材置場です。資料は、４３ページです。農地区分は、集団農地面積４．４haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地で、第２種農地と判断します。

受付番号の５は、太陽光発電設備です。資料は、４９ページです。農地区分は、集団農地面積１．２haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地で、第２種農地と判断します。

受付番号６は保留となりました。

受付番号７は資材置場です。資料は６５ページです。農地区分は、集団農地面積０．２haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地で、第２種農地と判断します。

受付番号８は、建売住宅です。資料は、７５ページです。農地区分は、集団農地面積０．５haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地で、第２種農地と判断します。開発許可の申請中です。

受付番号９は、太陽光発電です。資料は、８１ページです。農地区分は、集団農地面積３．３haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地で、第２種農地と判断します。

受付番号１０も、太陽光発電設備です。資料は、８９ページです。農地区分は、集団農地面積３．３haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地で、第２種農地と判断します。

受付番号１１も、太陽光発電設備です。資料は、９５ページです。農地区分は、集団農地面積３．３haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地で、第２種農地と判断します。

以上になります。御審議のほどよろしくお願いします。

○藤井会長 それでは、１番、地元委員さん、説明をお願いします。

○１３番 １３番、熊安です。資料の２４ページ、２５ページをお開きください。

議案第３号の１は、譲渡人３人の農地を譲受人が太陽光発電設備にしたいと、所有権移転の申請です。

現地確認と電話での情報確認を１月１３日に事務局お二人と石田さんと私の３人で行いました。その結果を御報告いたします。

現地は———の近くで、———の間にあります。譲渡人３人の２種農地に、譲受人が太陽光発電所に使用したいとのことでした。

付近には民家もなく、———の谷間の地になりますが、太陽はよく当たりますのでよいかと思えます。自治会会長さんに連絡していただくことと、緊急時の連絡先表示など表示していただきたいということを、———のほうにお願いしました。皆様の御審議をよろしくお願いいたします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方、お願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長　　ございませんか。御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長　　ありがとうございます。全員賛成ということで、1番、承認いたします。

続きまして、2番、地元委員さん、説明をお願いします。

○12番　12番、石田です。議案第3号の2について御説明させていただきます。

本案件なんですけど、——地区の山手のほうになります。

資料のほうの31ページ、御覧いただけたらと思います。

もともと空き家が1軒あって、一体利用をしていたところなんですけど、その裏側に上がる農地を、——所有の農地を——が購入され、申請地ってなっているほうは、資料には書いていないんですけど、埋立をして資材置場として利用したいということです。

埋め立てる量なんですけど、これ、ちょっとページの35ページには……、ごめんなさい、書いていないんですけど、周りに道路があるので、その高さまで埋め立てるということでした。

会社のほうには、事務局と会長と一緒にお話に行って、———とって、———なんですけど、事務所で長い間いろいろお話させていただいたところです。

あと、水路の関係とかも、特に汚水を出すわけじゃないんですけど、水路を使う人たちに迷惑をかけないようにというのも話してあります。特に問題はないかなと思っております。御審議のほどよろしく願いいたします。

○藤井会長　　それでは、審議に入ります。御意見のある方、お願いします。御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長　　御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長　　ありがとうございます。全員賛成ということで、2番、承認いたします。

続きまして、3番、地元委員さん、説明をお願いします。

○13番　資料の37ページで位置が大体分かると思いますので、———の隣の隣です。その申請地です。

資料の39ページをお願いします。

議案3号の3は所有権移転の申請です。場所は、———の東側の第2種農地、2.2ha、いずれの法令にも該当しない農地です。

譲渡人は、12年前、仕事の都合で——へ引っ越され、農地が残ったままで管理に困っておられた様子でした。このたび譲受人と合意し、その田、——m²、これを所有者、譲受人に所有権移転をしたいとのことでした。譲受人は、自己住宅の敷地拡張に利用したいということです。皆様の

御審議をよろしくお願いいたします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方はお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、3番、承認いたします。

続きまして、4番、地元委員さん、説明をお願いします。

○6番 6番、倉重です。議案第3号の4でありますけど、ページは43ページになります。

場所は、——から左50mぐらい行ったところが申請地で、この地所は譲渡人が相続したんですが、昭和——年ぐらいまで農地だったんですが、それからちょっと分からないんですが、長年にわたって資材用地としてなぜか使われておりましたので、これに関してちょっと問題がありましたので、譲渡人から始末書を頂いて、今後はこのようなことがないようにしますという始末書を頂いて、譲受人に関してもちょっと問題がありまして、問題は——という地所を無断で残土置場として使っておりましたので、これに関しては指摘いたしまして、今後やらないようにという、やりませんという誓約書を頂いています。

したがって、一般基準の転用の確実性というところから見て、今度はちゃんとやるであろうということに。

地目、今度転用理由は駐車場と資材置場なんですけど、資材を置いておったんで、それをちゃんと誓約書もついておりますのでちゃんとやると思います。

ですから、立地基準も第2種農地でありまして、特に問題ない、原則許可かなと思っております。一般基準も、今、誓約書が出ておりますので、今度はやらないだろうと思います。

周辺農家には全く影響ないと考えておりますが、皆さんの御審議をよろしくお願いいたします。

○藤井会長 説明が終わりました。審議に入ります。御意見のある方、お願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 ごさいませんか。御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、4番、承認いたします。

続きまして、5番、地元委員さん、説明をお願いします。

○1番 1番の池田でございます。議案第3号の5は、譲受人は——さんで、譲渡人の田に太陽光発電設備を設置するという転用申請でございます。

現地確認を16日10時半から、事務局3名と石川小委員長さんと私の5名で行いました。ま

た、関係者の聞き取りを18日にしましたので、報告いたします。

場所は資料の40ページを御覧ください。

————の左側でございます。近年、耕作はされていませんでしたけれども、きちんと保全管理はされておりました。本人も高齢となり、水の管理がままならなくなられたそうで、また、周囲にソーラーがたくさんできております。そういう影響も受けられたようです。

今回、司法書士さんが隣接地の方に対応され、その状況が55ページに載せてあります。水路の管理など、今後のトラブルには司法書士さんも対応するそうですけれども、譲受人の方にも、その旨を今までより厳しく伝えられたそうでございます。

また、49ページにありますように、2種農地と認められます。

報告は以上です。皆様方の御審議をよろしくお願いいたします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見がある方、お願いします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、5番、承認いたします。

続きまして、7番、地元委員さん、説明をお願いします。

○13番 13番の熊安です。65ページを御覧ください。

この案件は、昨年11月に報告した案件で、そのときはまだ申請地が、今日の申請地は出ていませんでした。

ページ、67ページ御覧ください。

————の土地を資材置場にしますという案件を報告したと思います。このたび、それから、——という方が、このたびの譲渡人の方ですが、——は、病院から退院されたか何かで手続きが取れるようになって、それでここを全体を新しく更新されました。その分を今日御報告いたします。

ページは、68ページと69ページに、変更前と変更後のことが書いてありますので、ちょっと御覧ください。右肩の上のほうに変更前、右のほうに変更後というのがありますので。

議案第3号の7は、譲渡人の農地を譲受人が譲り受けて資材置場にするための所有権の移転です。

現地確認と電話での情報確認を1月13日に、事務局お二人と石田さんと私と4人で行いました。

この場所は、昨年、先ほど申し上げましたが、11月に議案が出されたときには、まだこの地番は決まっていなかったのですが、譲渡人との連絡が取れ、このたび他の申請地————、そして今回

の——、合わせての広さの土地となります。皆様の御審議をよろしくお願いいたします。

○藤井会長 説明が終わりました。審議に入ります。御意見のある方、お願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 よろしいですか。今の件は、後ほど議案第4号のほうで、また重複するかもしれませんが、説明があらうかと思いますので、御理解のほどをよろしくお願いいたします。

御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、7番、承認いたします。

続きまして、8番、地元委員さん、説明をお願いします。

○3番 3番、中山です。議案第3号の8は、——の農地を建売住宅に転用するという申請になります。

現地確認を7月16日に、事務局3名、石川小委員長とともに行いました。また、ヒアリングを譲渡人に行いましたので、御報告いたします。

資料は、75ページからになります。

現地は、——の北側、約300mに位置します。現況なんですけれども、3枚ある田んぼのうち、真ん中の1枚のみ昨年まで米を作っておられました。75ページを見ると、周りもちょっと田んぼがあるのかなという感じですけれども、実際はこれ全部もう宅地化されておりまして、営農するには非常に厳しい状況だと考えております。このたび——から宅地転用の話があって、将来のことをよく考えて、両隣の農地とともに売却を決めたとのことでした。

以上、説明となります。皆様の御審議、よろしくお願いいたします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方、お願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 よろしいですか。御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、8番、承認いたします。

続きまして、9番、地元委員さん、説明をお願いします。

○2番 9、10、11一緒に、申請が一緒なんですけど.....

○藤井会長 これ、譲渡人にも譲受人も全部違いますよね。でも、一括でしまししょうか。それでは、一括上程させていただきます。9、10、11ですか。説明をお願いします。

○2番 2番、石川です。最初に9、10、11一緒ですと言ったんですが、申請されたところが——なんですけど、事業計画書が、私、ちょっと確認をきちんとしてない、ミスだったんです

が、現在の事業の実施状況または事業規模というところが、下、3つとも全部コピーしたみたいですね。内容が実際には違います。9番は———ですから、市内にたくさんありますが、ほかの2つは市内にはありませんし、公道に面しているのは1つです。なんですが、そういうことで、申し訳ありませんが、その辺で話を聞いていただいたらと思います。

議案第3号の9から11は、太陽光発電業者が農地を譲り受けて太陽光発電施設の設置のために転用したいという申請です。

現地は———から北西400mぐらいのところで、———にあります。1月16日に事務局と中山委員と一緒に現地を確認しました。それから、17、18で業者及び譲渡人から話を伺いましたので、その結果を報告します。

それと、1月8日、事前説明を業者から受けました。これが———の方から3つ一緒に事前説明を受けましたんで、事業計画書を見落としていましたが、事前に説明を受けたので大丈夫だろうと思ったんですが、まさかこんなことに、今日、一生懸命に見よったら、みんな一緒だと気がつきましたんで、申し訳ありません。

資料の89ページが一番分かりやすいと思いますが、真ん中辺に番号11、申請地、上のほうに番号9、申請地とありますが、この斜線部分が今回の申請の全てです。

この土地なんですが、現地は山の麓でイノシシが出るとか、それから草刈りも大変ということで放置をされているような状況の圃場です。譲渡人のうち1名がこの業者と話をまとめ、ほかの2人が一緒にということで———にお願いをして、会社が違いますがグループ企業と聞いているのですが、———はちょっと雰囲気が違うようなんですが、一応説明ではグループ企業と聞きました。

譲渡人については、どなたも家庭菜園程度には野菜を作っていらっしゃいますが、今後農業を続けていくという意思がほとんどありませんで、ぜひ手放したいという。ほかにもある方もあるんですが、みんな手放したいという思いをされております。

今後の管理ですが、3か所とも———が行います。近隣の説明も済んでいますし、これがさっき例で今日配っちゃった分、こんなのが机の上にあると思います。これがどうも近隣の説明の書類らしいです。丸がついているところに説明しましたということです。説明も一応終わっております。

それから、ちょっと話がとんとん拍子というか、急に話が出たんで、水利組合と、それから自治会長への説明をお願いをして説明に行ったということです。

それから、ちょっと問題があるのが、91ページの資料をお願いします。

事業計画書では公道に面していると、幅員3mと書いてありますが、———、ちょっと真ん中の右のほうにあると思うんですが、そのすぐ下にずっと道みたいなのを書いてある。これが道です。右側に寄っているところでちょっと広めに書いてある、これが———を越える道です。この細い

ところを通って入って、左側へ曲がってということなのですが、この左側へ曲がったらますます細くなって、これは農道なんです、とても車が通る状況じゃないんで、ここから道を自分で作って広くして機材を入れますということだったのですが、ここへ、——、物すごく小さい圃場があるんです、農地です。これにどうも気づかんじゃったか、知らん顔して通ろうとしたか、公道に面したところへ違う圃場がありますんで、一応事務局から確認をしてもらって、ここも買い取るということで話がついたと聞いています。

今日ちょっと確認しようと思ったんですが、電話がつながらなかったんで、それが昨日のことでしたので、ちょっと話がきちっと通っているかどうかというのは確認ができておりません。そんなところです。

一応それで、道を入れて作るということになります。早ければ3月ぐらいからやりたいということでした。

それから、———というのが——の中にあるのですが、ここだけが残ります。さっきの斜線のところで見てももらったら分かると思うんですが、真ん中へ白いところが残るんですが、これは地主さんが栗の木を植えていらっしゃいまして、それがもったいないということで、ここだけは残されたようです。だから、当然そこへ入るための道も確保をしていただくということでしております。

報告は以上です。皆様の御協議よろしく申し上げます。

○**藤井会長** 説明が終わりました。審議に入ります。御意見のある方、お願いします。

これ、事務局に質問ですけど、今説明があった追加の面積のあった、ここを一括審議するという
ことでいいんですか。

○**事務局** すいません、先ほど追加であった道、進入路部分ですが、あそこは農地じゃなくて、地目は雑種地ですので、この中で特に。

○**藤井会長** 分かりました。

ほかに御意見ございませんか。よろしいですか。どうぞ。

○**12番** 地元への説明なんですけど、今日配られたので———というので、申請地のちょっと上のところにある、これに隣接しているのかなと思うんですけど、これは田んぼですか。説明されたのかなと思って。

○**2番** 一応これ、田んぼとは思いますが、現況はほぼ山のような状況になっております。田ですよ、ね、あれ。

○**事務局** 田です。地権者の方に接触を試みているんですけども、今接触できていない状態です。
引き続き同意を得るために何うということを聞いております。

○**藤井会長** よろしいですか。ほかに何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。９、１０、１１、一括して賛否を取ります。９、１０、１１、承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

- 藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、９番、１０番、１１番、承認いたします。

続きまして、議案第４号、事務局、説明をお願いします。

- 事務局 それでは、御説明いたします。

議案書は７ページ、資料は６５ページになります。

議案第４号は事業計画変更で、提出された件数は１件で、変更内容は用地の追加による土地利用計画の変更になります。議案第３号の７と同一事案となっております。御審議のほどよろしく願いいたします。

- 藤井会長 地元委員さんの説明は先ほどありましたので、改めて審議したいと思います。何か御意見があればお願いします。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 藤井会長 特に御意見がないようですので、採決に入ります。議案第４号の１番、承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

- 藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、１番、承認いたします。

続きまして、議案第５号……、５、６、７、一括して上程してよろしいですか。では、事務局、説明をお願いします。

- 事務局 それでは、御説明いたします。

議案書の８ページからになります。

議案第５号は基盤強化法第１９条（農用地利用集積計画の公告）についてで、令和５年１月２６日公告予定の利用権設定申請が８件提出されております。

農地の集積面積は２万２,７０２㎡です。内容といたしましては、使用貸借権の設定が７件、所有権移転が１件となっております。

計画の内容は、議案に記載してあるとおりです。

本案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えます。

続きまして、議案第６号基盤強化促進法第１９条による農地中間管理権の取得（農用地利用集積計画の公告）と議案第７号農地中間管理事業法第１８条７項（農用地利用配分計画の公告）につい

て御説明します。

議案書は13ページからになります。

議案第6号、7号につきましては、県で公告予定の利用権設定が9件になります。農地の集積面積は5万2,332m²でございます。

内容といたしましては、議案第6号の全てを議案7号によって公社から貸付を行うものです。

以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは、審議に入りたいと思います。

委員が当事者の方もおいでですけれども、今回は特に退席は求めないということにさせていただきますというふうに思います。

それでは、議案第5号、6号、7号の中で御意見があればお伺いしたいと思いますし、地元委員さんで特に説明が必要と思われる方は発言いただきたいと思います。何かございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 特に御意見がないようですので、採決に入ります。議案第5号、6号、7号、承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、議案第5号、6号、7号、承認いたします。

続きまして、議案第8号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、御説明いたします。

議案書は25ページ、資料は別冊となっております。

議案第8号は非農地判断についてで、今回提出された件数は4件239筆です。

受付番号1と2は大字田島、西浦の農地、受付番号3は真尾、受付番号4は上右田・下右田の農地で、現地確認の結果、農地法第2条第1項の農地に該当しない土地で、非農地と判断するものです。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは、1番、2番、地元委員さん、説明をお願いします。

○6番 6番、倉重です。それでは、説明させていただきます。

農地法第2条の1に定義する農地でないというふうに判断をいたしました。現地確認は10月25日、事務局1名と井元推進委員と私でやってまいりました。

別冊106ページから107ページ、御覧ください。

これは1番、自治会でいうと――になります。①の大字田島――、――の状況は、写真のとおりであります。

続きまして、——、——も御覧のと通りの現況、木が繁茂しておりまして、とても農地と言えるような状況ではございません。

次に、③の大字田島———というところも竹が繁茂しておりまして、農地と言えるような状況ではありません。

④の———番も竹が繁茂しておるということです。

大字田島の——、もうこれも繁茂して、いずれも農地と言えるような状況ではないということとであります。

続きまして、②に参ります。

②は、自治会は——となります。この山腹のほうであります、⑥から⑩までであります、———というところ。またこれも繁茂して、農地と言えるような状況ではありません。

続きまして、——番も同様であります。

続きまして、⑧に参ります。⑧大字田島———も竹が繁茂していて、農地じゃないかなということとあります。

9番、———についても竹が繁茂しております。

続きまして、10番、———番、——番について、これは雑木が繁茂しております。

11番、最後の———について、竹が繁茂している。とても農地と言えるような状況ではありません。

続きまして、12番、大字田島の———、一緒にいきますが———につきましても、竹が繁茂しておりまして、農地ではないかなと思います。

続きまして、大きな③番です。これは、地区は——になります。

④からです。14番の———も竹が繁茂しております。

15番、———も、これは雑木が繁茂しております。ということで、農地じゃないと判断しております。

これが16番、16番に参りまして、———番についても、竹や雑木が繁茂しているというような状況であります。

続きまして、今度は④になります。

17番、———、これは民家の上のほうなんです、竹が繁茂しております。

———につきましても竹が繁茂しております。

続きまして、⑤、これは———という地区ですけども、———に近いところです。

小さい番号の19番、大字田島の———につきましても、これは雑

木が繁茂しております。

続きまして、20番、大字田島—————につきましても同様であります。

続きまして、21番、—————につきましては、今度は竹が繁茂しております。

続きまして、22番、大字田島—————につきましても、竹や雑木が繁茂しております。

続きまして、23番、大字田島の—————についても、雑木が生えておりまして、管理されていないというような状況であります。

以上のことから、これらのことは農地法2条の1番に該当しない土地と考えておりますが、御審議お願いいたします。

○藤井会長 説明が終わりました。審議に入ります。御意見のある方、お願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。議案第8号の1、承認いただける方、挙手お願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、1番、承認いたします。

続きまして、議案第8号の2ですよね。地元委員さん、説明お願いします。

○6番 続きまして、6番の倉重であります。議案第8号の2につきましては、11月9日、事務局1名と光井農業委員さんと私3名で現地確認を行っております。

それと、⑥につきまして、12月に事務局のほうでGISに確認を行ったということの報告、私も、実は昨日ちょっと6番のほうに回りまして、道を通ってみました。それも併せて発表させていただきます。

①、これは大字西浦の—————、これは地区は—————というところであります。そこに関しては、これは—————の自生地付近なんですが、こういうところに雑木が繁茂しているところがございます。

続きまして、②、—————番も同様であります。

③大字西浦—————。

続きまして、④大字西浦—————につきましても雑木が繁茂しておりまして、農地と言えるような状況ではございません。

5番は、大字田島—————、これは竹と雑木が繁茂しておいて、農地と言えるような状況ではありません。

—————、これも竹や雑木が繁茂しております。

続きまして、7番、———につきましては、雑木が繁茂しております。

8番、大字田島———番も木が繁茂しておりまして、ちょっと農地じゃないと考えております。

続きまして、⑨大字田島———も竹や雑木が繁茂しております。

10番、ここから——になります。

———、これも竹や雑木が繁茂しております。

続きまして、3番になります。大きい3番です。

小さい番号11番が、大字田島———。

続きまして、12番、大字田島———
につきましても、これは竹が繁茂しております。

続きまして、13番、田島の———についても、竹や雑木が繁茂しております。

14番、———につきましても、雑木が繁茂しております。

続いて15番、———番につきましても、これは雑木が繁茂しております。

16番、大字田島———については、これも竹、孟宗竹が繁茂しております。

続きまして、大きい4番、これ、17番、———、18番、———、これも竹や雑木が繁茂しております。

19番、———も雑木が繁茂しております。

続きまして、大きな⑤番です。地区は、———になります。今度は大字田島の———、これも孟宗竹が繁茂しております。

続きまして、大字田島———も、竹が繁茂しております。

22番に参ります。大字田島の———も竹と雑木が繁茂しております。

続きまして、23番、大字田島の———の2も雑木が繁茂しております。

続きまして、24番、大字田島———、ここも竹が繁茂しております。

25番は、これ、矢印のところ辺りです。大字田島の———といった辺りが孟宗竹が繁茂しております。

続きまして、26番、大字田島の———も同様であります。

27番の大字田島の———については雑木が繁茂しております。

28番、大字田島の—————についても、これ、ちょっと開けてますが、この上のほうです。雑木が繁茂しております。

次、29番の大字田島の—————は、この開けているより上のほうなんです、それは雑木や竹が繁茂しております。

続きまして、30番、大字田島の—————。

ちょっと続けます。31番、大字田島の—————が竹や雑木が繁茂しております。

続きまして、32番、大字田島の—————も竹が繁茂しております。

33番、大字田島の———も、これは竹が繁茂しております。

34番、大字田島—————番、これ、道の左側なんです、竹が繁茂しております。

35番の大字田島の—————も竹や雑木が繁茂しております。

36番、大字田島の—————も孟宗竹が繁茂しております。

37番です。大字田島の———、これは雑木です。雑木が繁茂しております。

続きまして、38番、大字田島の———、これも竹や雑木が繁茂しております。

39番、大字田島の—————は、これは、今開けておるところで、ちょっと奥のほうなんです、これは大木、雑木が繁茂しております。

40番、大字田島の———は、雑木林になっています。

41番、大字田島の—————は竹が繁茂しております。

続きまして、41番、大字田島の———も竹が繁茂しております。

次、6番、これは12月のGISにさせていただいたところで、地番は—————これは場所は、—————というところになりますが、これもとても農地の体をなしておりません。昨日も実際行ってみたんですが、竹や雑木が繁茂しております。さらに農道も、人がやっと通れると、ところどころ木が倒れております。とても農機具、キャリアーとか走れるような道じゃありません。農地じゃないと、もう農業した痕跡はないと、非農地であるというように考えます。

以上のことからして、今説明させていただきましたとおり、農地法2条に該当する農地ではないというふうに考えます。皆さんの御審議をよろしくお願いします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方はお願いします。どうぞ。

○10番 吉本であります。大変たくさんの農地が出ているんですが、地番が1万番は山地番ということで、これには事務局の方で位置的にですね、地目変更、地番も変わっているので、ここは非農地で良いんじゃないですか。

○6番 これは、山番ではありますけども、農地台帳に載っておるんです。

○事務局 山地番につきましては、山口県とか、そんなない、山地はないんですけど、平地の中に

も山地番は全部ついているところがありますので、山にあるから山地番というわけでもないので、山地番解消して1万番台になったから、全て農地ではないというふうに判断するのは難しいかなと。山地番のところでも、現状農地のままになっているところもたくさんありますので、平野部の中にもたまたま山番がついているところもありますので、イコール山林、原野というふうには判断できないのかなと思っております。

- 6番 ちょっと経緯を説明しますと、今、山地番について説明がありましたが、これ、昔は、私も記憶がありますが、実はミカン園としてちゃんと耕作されておりました。それが、山地番になって農地台帳に載っておりまして、農地としてこちら考えておりますので、昔はしっかりとした農地であったと。そういうところが、今調査したら山林化しておるというのを、農地でないですよ、ということですので、よろしくお願いいたします。

- 10番 分かりました。

- 藤井会長 よろしいですか。ほかに御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 藤井会長 よろしいですか。御意見がないようですので、採決に入ります。8号の2番、承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

- 藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、8番の2、承認いたします。

続きまして、8番の3、地元委員さん、説明をお願いします。

- 18番 横木です。非農地の現地確認を7月の8日、メンバーは事務局のほうから係長、それと最適化推進委員の池田さんと3名で実施しております。

場所は真尾の———になります。154ページの地図で、下地のほうが黒いほうがありますけど、あの辺りがもう——に抜ける峠の辺りです。

それでは、①から説明していきたいと思えます。

155ページで、今この辺りは———の農免道の工事が実施されているところで、もう少し行ったらもう峠ですよというようなところですよ。

①は、道から北を向いて撮ったところなんですけど、このようにもう。この奥のほうは当然見えませんが、手前からそうなんですけど、相当にこういうふうに茂っているような状態です。

②は、道から南のほうを向いて撮っているんですけど、この辺りは……。ちょっと———というのは、私たちの目では確認できていないんですけど、GISによるものか、私も聞いてはおりませんが、明らかにこのような状態です。ここでも、ちょっと中に入ると昔の石垣が組んであって、田んぼじゃったんじゃないなということは伺えるんですけど、現状はこういうふうな状況になっております。

③は、——番は、道から見て東側になりますけど、このような状態です。

4番と5番は同じですので、5番のほうで説明しますと、これは道から見て南のほうになりますけど、こういう状態です。

6番は、道から見たんですけど、これは北の方向になるんですけど、こういう状態です。

それで、大きな②に行きますけど、この辺りはもう、この近辺を見ると、峠付近です。——側に超える峠付近になります。

それで、7番は、その峠を越えずに、まだもっと奥に入ったところから西のほうを、北西のほうを向いて撮っているんですけど、このように竹が生えているような状況です。

8番はちょっと戻るんですけど、道から北を向いて——側のほうを見て写真を撮っているんですけど、このような、ここはヒノキとか杉とかそういうような状態が、生えている状態です。

それから9番、9番は、この道から東側のほうを見て撮っているんですけど、ちょっと道の奥になりますけど、このような状態です。

10番も、同じくさっきの7番からもうちょっと奥に行ったところなんですけど、東のほうを見て撮った状態です。

それから、大きな③ですけど、これは——の一番奥になるんですけど、——さんが住んでおられるような、それよりちょっと奥なんですけど、⑩ですけど、ここちょっと白いような何か写真、白いようなのがありますが、それはイノシシのわなを仕掛けてありますというような表示ですとか、この奥の——、そういう辺りまでは行けてはいないんですけど、明らかにこのような状態に見えます。

それから、⑫ですけど、この写真の右下、ちょっと黒いところがありますね、右下のほうです。それをくぐって行くようなところですよ。くぐって行ったら、この——という広いところに抜けられます。

それから、大きな④で、164ページです。

この辺りは、——さんの——というのが、以前あったと思うんですけど、それを少し上がって左方向に入ります。団地もあるようなところですけど、ここで⑬、一番この地図で南、下なんですけど、車を止めてあんまり大した距離じゃなかったんですけど、歩いて行って13を撮っているんですけど、もうこれ以上なかなか進めないねというようなところまで行って撮ってもらっているんですけど、こういう状態です。

同じくそこから14番も、遠目に見えているところですけど、矢印してありますけど、その辺りになります。

それから15番、15番はその地図の真ん中辺りです。ここは車を止めて見られたんですけど、竹が生えてこういう、この写真のとおりです。

それから、16番と17番です。これは今、当時はまだ舗装もされていませんでしたが、今、農免道の工事をするということで、その道の東側にありますけど、その辺りが写真で見たとおりの状態です。

それから5番です。⑤、この辺りは、————が設置されているちょっと南にあります。そこは、⑩からなんですけど、道から東のほうを見て撮っておるんですけど、なかなかちょっとここでは、ここですというようなのは言いづらいんですけど、写真で。

⑨は、——は、写真の真ん中辺り、横にちょっと黒っぽく映っておると思うんですけど、遠くの矢印のあるほうじゃなくて、手前の黒っぽいところ、その辺りになります。このように、もう今は手がついておりません。

それから20番、これは道から見て東のほうになります。ここはもう杉が生えて、とてもじゃないがというようなところですよ。

21番からは、あの当時は農免道の工事中でしたということで、ちょっと声をかけて、許可を得て道へ入って撮ったところになります。

それが、21が、道からみて東側になるんですけど、————は分かるんですけど、いや分からないか、3か。3番はちょっと確認ができませんけど、同じ方向にありましてということです。

それから22番、道のすぐそばだったんですけど、その西側になります。ちっちゃなところですけど、————、竹も生えてとてもじゃないがというようなところですよ。

23番、これはあの当時の写真ですけど、23番、————はこのように杉とかが立っております。

24番、25番、26番、この辺りは同じところなんですけど、舗装されていますね。これは、ちょっと係長が後で行って撮った写真なんですけど、場所的には問題ありません。この場所で、例えば24番であれば北側を見て撮っております。現状と変わりありません。

以上見ていただいたように、この写真では全て森林化しております。農地に戻すことは困難であると判断しております。皆様の御審議をよろしくお願いいたします。

以上です。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方はお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、8号の3、承認いたします。

続きまして、8号の4、地元委員さん、説明をお願いします。

○12番 12番、石田です。御説明させていただきます。

参考資料の175ページからお願いいたします。

これで、1番は右田の——です。まず1番は、——というのがあるんですけど、その道向かいです。雑木が立っております。

2番は、廃屋になった家があって、すぐその裏なんですけど、もう山の状態です。

3番は、これ国道沿いなんですけど、もうかなり前からこういうふうな感じで木が立っております。

4番は、——から入っていったところなんですけど、もうとてもやないけど農地、水害で流れた所で足場も石とかがあってとてもやないけど、木が立っていて農地に戻せない状態であります。続いて大きな②に行きます。

②は、これは、それよりもちょっと下に、市街のほうに入ってちょい行くところ、これ、かなり入っていくのも困難な感じだったんですけど、もう雑木が立っていて、途中までしかもう行けなかったんですけど、遠目に見るともう雑木が立っていて、進入すら無理な感じでした。

続いて180ページの③、これの⑥は、これ——というところから近いところなんですけど、——に上がっていく道がありまして、川があるんですけど、ミカンが結構植えてあって、木が川沿いにずっとミカン畑があって、その一番奥のところなんですけど、もう一番奥は雑木があって元に戻せないような状態です。

180ページの⑦のほうは、これは——っていうところになるんですけど、墓場の近く、墓場があるんですけど、その近くで、もう農地に復元できない状態です。

182ページ、④なんですけど、——のところなんですけど、——から入ったところになります。8番、9番、いずれももう雑木が立っている状態です。

最後に184、185ページですか、これ、右田の——、廃屋の真裏にあります。竹が繁茂していて、元に戻せる状況ではありません。

以上です。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方、お願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。8号の4番、承認いただける方、挙手お願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、8番の4、承認いたします。

委員の皆さん、ありがとうございました。冒頭申しましたように、これからも非農地の判定は進めていきますので、引き続き御協力よろしくをお願いいたします。

以上で議案審議は終了です。

報告事項が1号から8号までございます。目を通していただいて、御意見があればお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

目を通しながら聞いておってください。私のほうから少しお伺いしたいと思います。

報告の第3号に合意解約がちょこちょこ出てきておるんですけれども、ちょっと教えて、確認させていただきたいのが、まず—————ですか。この方と—————ですか、どちらも担い手として結構大きな面積をなさっておった農家さんですけれども、—————とかというような理由で合意解約をぼつぼつ見かけますけれども、現状どうなっておるのか、どういうこの先のめどが立っておるのか分かる範囲で地元委員さん、教えていただければと思いますけれども。では、——のほうから。

○8番　　—————は、—————、現状では出来ない状態。それで、だいたい次の方に一応渡しているんですけど、まだ完全に、どことどこをしているかという確認作業が出来てないので、まだ若干積み残しがあると思います。そんな感じです。

○藤井会長　残りの農地も、ぜひ委員さん主導でいろいろ御協力してあげてほしいというふうに思います。

—————のほうはどうですか。

○16番　16番、原田です。私も詳しいことは聞いていないんですが、——のほうは—————という話は聞いて、かなり何件が合意解約をしたいというような話は聞いております。

ただ、ちょっと詳しい話とかは聞いていないんで、また別途確認したいと思います。

○藤井会長　ぜひお願いします。どちらの方も10町前後の耕作をされておられた方ですので、ぜひその農地が行方が気になる場所ですから、委員さん主導で協力してあげてほしいというふうに思いますし、西浦にはまだほかにも似たようなものが出てくる可能性があるというふうに聞いていますので、これがどの地区にも当てはまる状況ではないかなというふうに思いますので、ぜひ皆さん、その辺のところを見据えてこれからも農地の集約に協力していただきたいというふうに思います。

ほかに何か御意見があればお伺いしますけれども、どうぞ。

○1番　1番の池田です。ちょっと地域を回っていまして、ある方から、ある自治会長さんより聞いたんですけどという話なんですけど、ソーラーです。所有者が、何らかの都合で替わられるという件がありまして、新しい看板を設置してほしいという話がありました。台風とか、近年災害も結構ありますので、もし事故なんかがあったときに、その看板を見て自治会長さんが知らせてあげたいということだそうです。

私たちも自治会長さんという話を随分前から話していますが、そういうふうに自治会長さんの意識が高くなられているということで、地区のトラブルも解決してくださるのではないかなと思

っていますので、その辺りを、申合せですか、それに一言でも入れてもらっていたら周知できるんじゃないかなと思っています。よろしくお願いいたします。

○藤井会長 事務局、今、そういったケースはどうなっていますか。

○事務局 すいません、地目が雑種地に変わった後の変更については、うちのほうに情報が入ってきていけませんので、地元のほうから何かあればうちのほうからでも、こちらから生活環境部の生活安全のほうに連絡していただければ、その辺、看板がついていないのなら分かるんですけど、看板がついていて所有者が替わったというのは、なかなかこちらのほうも把握ができませんので、うちの注意事項の中に、その旨は一筆入れておくことはできますけど、ちょっとこちらのほうで追っていくというのはなかなか難しいのかなと。

○藤井会長 とにかく現状で、所有者が替わったときに、管理者も看板も確実に立て替えられているんでしょうかね。それが分からないと。

○事務局 その辺も、その所有者がどなたになったか自体が、もうこちらのほうで把握できていないので、替わっているかどうかもちっと分からないですね。

○1番 近年ニュースかなんかでも聞いていますが、やはり最初頃作られた方が結構故障して、そういうトラブルがあるような太陽光の設備を買い取りますという話をちょこちょこ聞いていますので、やっぱりその後を追求することは私たちはできませんけど、申合せに一言入れてもらっていたら、そういう面が解決するんじゃないかなと思いますし、せっかく自治会長さんが、地域で困ることがあるというふうにおっしゃっているから、やはりその辺はきちんとしていたら自治会の方も悩まなくて済むんじゃないですか。今後起こり得ることだと思います。

○藤井会長 何か、今の件で御意見がある方いませんか。どうぞ。

○12番 本当、行政って決まったことしかやらないんで困ったもんなんですけど、本来は生活安全課とかが、所有者が常に誰なんかと、変更したらちゃんと届けないさいとか、その辺をその辺までちゃんと決めておけば、何ら問題は起こっていないはずなんですけど、なかなかそういったことになっておらず難しいなあと思っています。

あと、やっぱり今日の太陽光の件で、合同会社とかいうのもあったですね。ああいう実体がよく分からないような会社があったりもあって、転売転売を繰り返されて、例えば——のこれ山林なんですけど、——とかが買ってしまっって、また、地元でも大問題になって、結構そういうのが、もう一度農転かかってしまったら無秩序になっているんで、そこは大問題なんですけど、全く行政も危機感持っていないんで、法律の適用受ければいいやって、特に違法行為じゃなけりゃいいやってというようなスタンスなんで、しっかりと当局のほうも連携取ってやっていただきたいと思うんですけども、なかなか難しい、どうにもならない。

○藤井会長 だから、池田委員さんがおっしゃるのは、申合せで変更したときにはちゃんと連絡して

くださいよというのは、許可の段階で業者さんにお願いするということですよね。それは当然可能なんでしょうけども、どこまで追えるかどうか、はなはだ難しいですよね。ケースによったら、申請通って、できたらすぐ名義が変わるのがほとんどですから、変わったらちゃんと届けるようにということは、許可の段階でからお願いするということはさせたいと思いますので、分かりました。

その辺のところで、その件はちゃんと報告するようにということは、最初の許可の段階でお願いしてください。業者さんに、変わる場合は。

○**事務局** 一応業者に、看板の差し替えをお願いしますということで伝えればいいですか。

○**藤井会長** でも、本当は踏み込んで、所有者が替わるときには届けるようにということも、生活安全課がどこかと連携取りながらということはできませんか。

○**事務局** 所有者自体が届出制に、あっちのほうで届出制で受けているかどうか、ちょっと把握していませんので、こちらのほうに言えるとしたら、所有者が替わったら看板等の差し替えをお願いしますというのは言えると思いますけど。

○**藤井会長** どうぞ。

○**12番** ちゃんと条例をつくって、所有者が替わるときには届出してくださいというような内容のものを作らない限り、全く話は進まないんです。全くやる気はないですけど、防府は。ずっと地元がこれだけ問題抱えて困っていて、委員さんとかも地元困るのに、全くやる気がないって、本当大問題だと思うんで、しっかりと委員会のほうからも言ってほしいし、事務局からも横の連携ちゃんとして、まともなことをやってください。よろしくお願いします。

○**藤井会長** 条例の件は、議会のほうでもようたたいてから、お願いします。

看板の件は、ちゃんと変更のときには立て替えるように、許可の段階でお願いをするように徹底してください。よろしいですか。

ほかにございませんか。よろしいですか。

冒頭言いましたように、時間も限られておりますので、特にないようでしたらこれで閉めたいというふうに思います。

午後4時46分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年 1月19日

議 長 藤井 伸昌

署名委員

署名委員